

○ 職員の修学部分休業に関する条例（例） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(修学部分休業)</p> <p>第二条 修学部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、五分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(修学部分休業)</p> <p>第二条 修学部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>